

Q 5 : 平成23年1月から同年7月まで傷病手当金を受給し、7月31日付けで退職しました。平成23年8月分の傷病手当金請求書は、所属所を通じて提出する必要がありますか？

A 5 : 資格喪失後の期間については、傷病手当金請求書の所属所長欄は空欄のまま直接共済組合に送付してください。(退職した日までの請求書は、所属所を通じて提出してください。)

なお、傷病手当金の給付期間は1年6か月以内です。